

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に  
当たるときは、  
その翌日)

## 目 次

### 規 則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (経営指導課)

- 鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則 (シ)
- 鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (シ)
- 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (水産課)
- 鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則 (シ)
- 鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則 (シ)

### 公布された規則のあらまし

#### 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 農業近代化資金の利子補給率を次のとおり引き下げることにした。(第二条別表関係)

資金の区分	利子補給率 (年・パーセント)			
	現行	改正後	現行	改正後
(一) 農舎等の改良、造成又は取得に必要な資金	二・〇	一・九二五	二・〇	一・九二五
(二) 農機具の取得に要する資金	二・二七五	二・一五	二・二七五	二・一五
(三) 果樹等の植栽又は育成に要する資金	二・〇	一・九二五	二・〇	一・九二五
(四) 牛等の購入又は育成に要する資金で知事が指定するもの	二・〇	一・九二五	二・〇	一・九二五
(五) 知事が定める規模以下の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金	二・〇	一・九二五	二・〇	一・九二五
(六) 農村における環境の整備のために必要な施設であつて知事の定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金	二・〇	一・九二五	二・〇	一・九二五
(七) その他知事が特に必要と認めて指定する資金	二・〇	一・九二五	二・〇	一・九二五
(八) 農業経営を自ら行う青年に貸し付ける(一)から(四)まで又は(六)に掲げる資金(市町村が年〇・二二五パーセント(現行年〇・二二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	二・〇	一・九二五	二・〇	一・九二五
(九) 畜産経営に伴う公害を防止するために貸し付ける(一)又は(二)に掲げる資金(市町村が年〇・一八パーセント(現行年〇・二パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	二・〇	一・九二七	二・〇	一・九二七
(十) 地域改善対策特定事業の対象地域内における自立経営志向農業者に貸し付ける(七)に掲げる資金(市町村が年〇・四五パーセント(現行年〇・五三パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	二・〇	一・九二五	二・〇	一・九二五
(十一) 転作を行う者に貸し付ける(一)から(四)まで又は(七)に掲げる資金(市町村が年〇・二二五パーセント)	二・〇	一・九二五	二・〇	一・九二五

(一) 現行年〇・二五パーセントの利子補給をする場合に限る。									
(二) 重点的に果樹農業の新興を図る必要がある地域内では、(一)のハウスクロップを行う者に貸し付ける(一)又は(二)に掲げる資金(市町村が年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。	二・〇	一・九五							
(三) 農業経営改善計画の認定を受けた者に貸し付ける(一)から(四)まで又は(七)に掲げる資金(市町村が年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。	二・〇	一・九五							
(四) 特定農山村地域において農業を営む者に貸し付ける(一)から(四)まで又は(七)に掲げる資金(市町村が年〇・二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。	二・〇	一・九五							

二 農業近代化資金のうち、地域農業総合整備計画に即して行われる事業に必要な資金であって、一定の条件を満たすものの利子補給率を引き上げる特例措置を講ずることとした。(附則第三項関係)

三 一 この規則は、公布の日から施行することとした。  
 二 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 農業近代化推進資金を貸し付ける融資機関に対して、借受者の住所を管轄する市町村が年〇・八五パーセント(現行 年〇・八七五パーセント)の割合で利子補給金を交付する場合に県が行う利子補給の率を年〇・八五パーセント(現行 年〇・八七五パーセント)に引き下げることとした。(第二条関係)

二 農業近代化推進資金の貸付利率の上限を年三・〇パーセント(現行 年三・一五パーセント)に引き下げることとした。(別表関係)  
 三 一 この規則は、公布の日から施行することとした。  
 二 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 中山間地域活性化資金に係る貸付利率の上限及び県の利子補給率を次のとおり引き下げることとした。(別表関係)

区 分	貸付利率の上限 (年・パーセント)		利子補給率(年・パーセント)	
	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
	融資機関が農業協同組合等である場合		融資機関が農業協同組合連合会等である場合	
加工流通施設整備資金	三・四	変更なし	一・五	一・三
保健機能増進施設整備資金	大企業以外への貸付金	二・七億以下部分	三・一五	三・〇
		二・七億超の部分	一・七五	一・七
生活環境施設整備資金	大企業への貸付金	三・一五	変更なし	一・七五
		三・一五	変更なし	一・七五
		一・七五	一・五五	〇・六
		〇・六	〇・六	〇・四五
		変更なし	〇・四五	変更なし

二 一 この規則は、公布の日から施行することとした。  
 二 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業近代化資金の利子補給率を次のとおり引き下げることとした。(別表関係)

資金の種類	一 総トン数 二十トンの船舶の建造等に必要資金		二 総トン数二十トンの船舶の建造等に必要資金		三 漁船漁具保管修理施設等の改良、造成又は取得に必要な資金		四 漁場改良造成用機具等の取	
	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
漁業協同組合等が漁業者等に貸し付ける場合	二・二五	二・一五	一・七五	一・七	一・七五	一・七	一・七五	一・七
農林中央金庫が漁業者等に貸し付ける場合	二・〇五	一・九五	一・五五	一・五	一・五五	一・五	一・五五	一・五
漁業協同組合が他の漁業協同組合等に貸し付ける場合	二・二五	二・一五	一・七五	一・七	一・七五	一・七	一・七五	一・七
漁業協同組合連合会等が他の漁業協同組合等に貸し付ける場合	二・二五	二・一五	一・七五	一・七	一・七五	一・七	一・七五	一・七
農林中央金庫が他の漁業協同組合等に貸し付ける場合	二・〇五	一・九五	一・五五	一・五	一・五五	一・五	一・五五	一・五

得に必要な資金	五 漁具及び養殖施設等の取得に必要な資金	六 養殖種苗の購入又は育成に必要な資金	七 漁村情報処理、通信施設等の改良、造成又は取得に必要な資金	八 漁場改良造成施設等の改良、造成又は取得に必要な資金
一・七五	一・七五	一・七五	一・七五	一・七五
一・七	一・七	一・七	一・七	一・七
一・五五	一・五五	一・五五	一・五五	一・五五
一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
一・七五	一・七五	一・七五	一・七五	一・七五
一・七	一・七	一・七	一・七	一・七
〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六
〇・五五	〇・五五	〇・五五	〇・五五	〇・五五
〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六
〇・五五	〇・五五	〇・五五	〇・五五	〇・五五

二一 この規則は、公布の日から施行することとした。  
 二 所要の経過措置を講ずることとした。

◆鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 漁業経営維持安定資金に係る貸付利率の上限を年三・〇パーセント（現行 年三・一五パーセント）に引き下げることにした。（第二条関係）
- 二 漁業経営維持安定資金に係る利子補給率を年一・七パーセント（現行 年一・七五パーセント）に引き下げることにした。（第四条関係）
- 三 一 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を講ずることとした。

◆鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 漁業経営安定資金に係る貸付利率の上限を年三・五パーセント（現行 年三・六五パーセント）に引き下げることにした。（第一条関係）
- 二 漁業経営安定資金に係る利子補給率を年一・二パーセント（現行 年一・二

五パーセント)に引き下げることにした。(第四条関係)  
 三 一の規則は、公布の日から施行することとした。  
 2 所要の経過措置を講ずることとした。

### 規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県規則第九十四号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「年〇・二五パーセント」を「年〇・二二五パーセント」に、「年二〇パーセント」を「年一・九二五パーセント」に改め、同条第三項中「年〇・二二五パーセント」を「年〇・一八パーセント」に、「年二・〇五パーセント」を「年一・九七パーセント」に改め、同条第四項中「年〇・五二五パーセント」を「年〇・四五パーセント」に、「年二・二七五パーセント」を「年二・一五パーセント」に改め、同条第五項中「年〇・二五パーセント」を「年〇・二二五パーセント」に、「年二・〇パーセント」を「年一・九二五パーセント」に改め、同条第六項中「年〇・二五パーセント」を「年〇・二二五パーセント」に、「年二・〇パーセント」を「年一・九二五パーセント」に改め、同条第七項中「年〇・二五パーセント」を「年〇・二二五パーセント」に、「年

二・〇パーセント」を「年一・九二五パーセント」に改め、同条第八項中「年〇・二五パーセント」を「年〇・二二五パーセント」に、「年二・〇パーセント」を「年一・九二五パーセント」に改める。  
 附則に次の一項を加える。

3 一定の地域について自然的経済的条件に応じ農用地の利用の集積と農産物の生産の合理化とを一体として推進するため作成された当該地域の農業の総合整備に関する計画で平成十二年三月三十一日までに知事の承認を受けたものに即して行われる事業に必要な資金であつて、別表の農業近代化資金の種類欄に掲げる資金のうち知事の定めるものに該当するものについての第二条の規定の適用については、同表の利子補給率の欄中「年一・六五パーセント」とあるのは「年一・七パーセント」と、「年〇・五五パーセント」とあるのは「年〇・六パーセント」とする。

別表第一号から第四号までの規定中

年一・七五パーセント	年一・七五パーセント
------------	------------

年〇・六パーセント	を	年一・七パーセント	年一・六五パーセント	年〇
-----------	---	-----------	------------	----

・五五パーセント	に、同表第五号中「年一・七五パーセント」を「年一・七パーセント」に、同表第六号中	年一・七五パーセント	年〇・六パーセント	を	年
----------	------------------------------------------	------------	-----------	---	---

一・六五パーセント	年〇・五五パーセント	に、同表第七号中	年一・七五パー
-----------	------------	----------	---------

セント	年一・七五パーセント	年〇・六パーセント	を	年一・七パーセント
-----	------------	-----------	---	-----------

年一・六五パーセント	年〇・五五パーセント	に改める。
------------	------------	-------

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。  
 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われてる農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九十五号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「年〇・八七五パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改める。

別表中「年三・一五パーセント」を「年三・〇パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第九十六号

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

中山間地域活性化資金の種類等	貸付利率	利子補給率	
		第二条第三項第一号、第三号及び第五号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	第二条第三項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる融資機関が貸し付ける場合
		年三・四パーセント以内	年一・三パーセント
一 加工流通施設整備資金	年三・四パーセント以内	年一・三パーセント	年〇・二パーセント
二 保健増進施設整備資金	業以外 の者に 貸し付 ける場 合	イ 貸付金のうち二億七千万円以下の部分	年三・〇パーセント以内
		ロ 貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年一・七パーセント
		大企業に貸し付ける場合	年〇・六パーセント
三 生活環境施設整備資金	年三・〇パーセント以内	年一・七パーセント	年〇・六パーセント
	年三・一五パーセント以内	年一・五五パーセント	年〇・四五パーセント
	年一・七パーセント	年一・五五パーセント	年〇・四五パーセント

備考 この表において「大企業」とは、資本金の額又は出資の総額が一億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする場合にあつては一千万円、卸売業を主たる事業とする場合にあつては三千万円）を超え、かつ、その常時使用する従業員の数が三百人（小売業又はサービス業を主たる事業とする場合にあつては五十人、卸売業を主たる事業とする場合にあつては百人）を超える会社をいう。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 一 次

鳥取県規則第九十七号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「年二・二五パーセント」を「年二・一五パーセント」に、「年二・〇五パーセント」を「年一・九五パーセント」に、「年一・七五パーセント」を「年一・七パーセント」に、「年一・五五パーセント」を「年一・五パーセント」に、「年〇・六パーセント」を「年〇・五五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の規定により貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 一 次

鳥取県規則第九十八号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「年三・一五パーセント」を「年三・〇パーセント」に改める。  
第四条中「年一・七五パーセント」を「年一・七パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の規定により貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 一 次

鳥取県規則第九十九号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年三・六五パーセント」を「年三・五パーセント」に改める。  
第四条中「年一・二五パーセント」を「年一・二パーセント」に改める。

附則第二項中「年一・二五パーセント」を「年一・二パーセント」に、「年一・九パー

セント」を「年一・七パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の規定により貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。